

◆所得金額 ※以下の「令和4年中」で表す期間は、「令和4年1月1日から令和4年12月31日まで」の期間をいいます。

営業等	販売業、製造業、サービス業、建設業などの営業所得のほか外交員、ホステス、自由業などの所得。 必要経費：収入を得るために必要な経費に限られます。たとえば、生活費や所得税、市民税、県民税などは該当しません。
農業	農作物の生産、栽培、家畜、家さんの育成、肥育などによる所得。 必要経費：肥料費、種苗費、農薬費、減価償却費、土地改良費など。
不動産	貸家、貸間、貸アパート、貸ガレージ、貸地などによる所得。 必要経費：火災保険料、減価償却費、固定資産税、修繕費、借入金利子など。
配当	株式の配当金や出資の配当金などの所得。総合課税か分離課税か選択できます。

給料、賃金、賞与などの所得。給与所得の算出方法は以下(表1)のとおりです。また、所得金額調整控除については以下(表2)のとおりです。	
(表1) <給与収入金額の合計額>	<給与所得金額>
① 550,999円までの場合	0円
② 551,000円から1,618,999円まで	収入金額-550,000円
③ 1,619,000円から1,619,999円まで	1,069,000円
④ 1,620,000円から1,621,999円まで	1,070,000円
⑤ 1,622,000円から1,623,999円まで	1,072,000円
⑥ 1,624,000円から1,627,999円まで	1,074,000円
⑦ 1,628,000円から1,799,999円まで	収入金額÷4(千円未満切り捨て)×2.4+100,000円
⑧ 1,800,000円から3,599,999円まで	収入金額÷4(千円未満切り捨て)×2.8-80,000円
⑨ 3,600,000円から6,599,999円まで	収入金額÷4(千円未満切り捨て)×3.2-440,000円
⑩ 6,600,000円から8,499,999円まで	収入金額×90%-1,100,000円(円未満切り捨て)
⑪ 8,500,000円から	収入金額-1,950,000円

(表2) 所得金額調整控除	
1. 給与等の収入金額が850万円を超え、次の(1)から(3)のいずれかに該当する給与所得者の総所得金額を計算する場合、★1の所得金額調整控除額を給与所得から控除する。	
(1)本人が特別障害者に該当する者	
(2)年齢23歳未満の扶養親族を有する者	
(3)特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する者	
★1 調整控除額=(給与等の収入金額(1,000万円を超える場合は1,000万円)-850万円)×10%	
(注1)この控除は、同一生計内のいずれか一方のみの所得者に適用するという制限はない。	
2. 給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、給与所得控除後の金額と公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合、★2の所得金額調整控除額を給与所得から控除する。	
★2 調整控除額=給与所得控除後の金額(10万円を超える場合は10万円)+公的年金に係る雑所得の金額(10万円を超える場合は10万円)-10万円	
(注2)上記1.の所得金額調整控除の適用がある場合は、その適用後の給与所得の金額から控除する。	

※給与所得及び公的年金雑所得があり、その合計が10万円を超える場合、所得金額調整控除(表2)も参照。

雑	【公的年金等】 年金や恩給などの所得。所得金額は右表の式で算出します。	年齢	公的年金等に係る雑所得金額			
	65歳以上の方…昭和33年1月1日以前生 65歳未満の方…昭和33年1月2日以後生		公的年金等に係る雑所得金額以外の所得に係る合計所得金額			
	※公的年金等に係る雑所得金額の算出可能な最低所得は0円となります。計算の結果、算出額が0円を下回る場合、公的年金等に係る雑所得金額は0円です。	65歳以上 S33.1.1 以前生	3,299,999円まで	収入金額 - 1,100,000円	1,000万円超 2,000万円以下	収入金額 - 900,000円
	4,100,000円から7,699,999円まで		収入金額 × 0.75 - 275,000円	収入金額 × 0.75 - 175,000円	収入金額 × 0.75 - 75,000円	
7,700,000円から9,999,999円まで	収入金額 × 0.85 - 685,000円		収入金額 × 0.85 - 585,000円	収入金額 × 0.85 - 485,000円		
【業務】 印税・原稿料・講演料・ネット個人取引・食料品配達などの副収入・シルバー人材センター、工賃などの所得。	【その他】 生命保険の年金(個人年金保険)などの業務以外のものによる所得。	65歳未満 S33.1.2 以後生	10,000,000円から	収入金額 - 1,955,000円	収入金額 - 1,855,000円	収入金額 - 1,755,000円
			1,299,999円まで	収入金額 - 600,000円	収入金額 - 500,000円	収入金額 - 400,000円
			1,300,000円から4,099,999円まで	収入金額 × 0.75 - 275,000円	収入金額 × 0.75 - 175,000円	収入金額 × 0.75 - 75,000円
		4,100,000円から7,699,999円まで	収入金額 × 0.85 - 685,000円	収入金額 × 0.85 - 585,000円	収入金額 × 0.85 - 485,000円	
7,700,000円から9,999,999円まで	収入金額 × 0.95 - 1,455,000円	収入金額 × 0.95 - 1,355,000円	収入金額 × 0.95 - 1,255,000円			
10,000,000円から	収入金額 - 1,955,000円	収入金額 - 1,855,000円	収入金額 - 1,755,000円			

総合課税の譲渡一時	営業権、特許権、車輛、機械器具などの譲渡による所得。(土地や建物など分離課税される資産以外の資産)
※事業専従者	あなたと生計を一にする配偶者やその他の親族(15歳未満を除く)で、あなたの事業に令和4年中に6ヶ月を超える期間従事した方。1人につき配偶者最高86万円、その他の親族最高50万円が控除されます。(配偶者控除、扶養控除を受ける方は除かれます。)

◆所得から差し引かれる金額

社会保険料控除	あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族が負担すべき社会保険料(健康保険料、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金、厚生年金、農業者年金保険料など)であなたが令和4年中に支払った金額が控除されます。			
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済法に規定する共済契約に基づく掛金(旧第2種共済契約を除く)、確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金や個人型年金加入者掛金、心身障害者扶養共済制度の掛金で令和4年中に支払った金額が控除されます。			
生命保険料控除	受取人があなたかあなたの配偶者、その他の親族となっている生命保険契約及び介護医療保険契約、個人年金保険契約について、令和4年中にあなたが支払った保険料の金額を、以下の計算式で控除額に算出できます。			
※「新制度」と「旧制度」の双方について保険料控除の適用を受ける場合の控除額は、「新制度」の控除限度額が適用されるが、一般・個人については旧制度のみで計算した控除額が新旧両方で計算した控除額より有利になっている場合、旧制度のみを選択できる。	(新制度) 平成24年1月1日以降の締結分	(旧制度) 平成23年12月31日以前の締結分		
	一般の保険料(生命・介護医療・個人年金)それぞれに適用		一般の保険料(生命・個人年金)それぞれに適用	
	支払った保険料の金額	控除額	支払った保険料の金額	控除額
	12,000円以下	支払った保険料の金額	15,000円以下	支払った保険料の金額
12,000円超 32,000円以下	(支払った保険料の金額)×1/2+6,000円	15,000円超 40,000円以下	(支払った保険料の金額)×1/2+7,500円	
32,000円超 56,000円以下	(支払った保険料の金額)×1/4+14,000円	40,000円超 70,000円以下	(支払った保険料の金額)×1/4+17,500円	
56,000円超	一律に28,000円	70,000円超	一律に35,000円	
一般の保険料(生命・介護医療・個人年金)あわせて最高限度額70,000円		一般の保険料(生命・個人年金)あわせて最高限度額70,000円		

地震保険料控除	あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族が所有している居住用家屋・生活用動産を保険や共済の目的とする契約で、かつ、地震、噴火または津波などを原因とする火災、損壊などによる損害額を補填する契約の保険料や共済掛金について、令和4年中に支払った金額を右表の計算式で控除額に算出できます。	支払った保険料の区分	支払った保険料の金額	控除額
	① 地震保険契約	① 地	支払保険料の金額×1/2(25,000円限度)	
		② 震		
		③ 保		
② 旧長期損害保険契約	① 地	5,000円以下	支払った保険料の金額	
	② 震			
	③ 保			
※経過措置でH18.12.31までの契約に限ります。		15,000円超	一律に10,000円	
①、②の両方がある場合		①、②のそれぞれの計算した金額の合計額(最高限度25,000円)一つの保険契約で①②両方の契約に該当する場合、いずれか一つの契約のみ対象		

寡婦控除 ひとり親控除	【寡婦※女性のみ】 控除額は26万円です。夫と死別(生死不明を含む)で事実婚状態でない方が、夫と離婚後事実婚状態ではない方で総所得金額等が48万円以下の扶養親族を有する方。 【ひとり親】 控除額は30万円です。未婚・離婚・死別(生死不明を含む)の事実婚状態でない方で、総所得金額等が48万円以下の
※寡婦控除とひとり親控除は共通して 納税義務者本人の合計所得金額が500万円以下 でないと適用できません。	

障害者控除	あなたや控除対象配偶者(同一生計配偶者)、または扶養親族に障がいがある場合、控除を受けることができます。控除額については右表のとおりです。	控除区分		等級	控除額
	障がい者の範囲は、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、戦傷病者手帳をお持ちの方や福祉事務所長の認定を受けた方などです。	普通障害者	(身体)3級以下 (精神)2~3級 (療育)B (戦傷病)第4項症以下		26万円
			特別障害者	(身体)1・2級または寝たきり (精神)1級 (療育)A (戦傷病)特別項症~第3項症	
		同居		53万円	
○福祉事務所長が発行する「障害者控除対象者認定書」も適用可能					

勤労学生控除	あなたが大学、高校などの学生で、令和4年中の合計所得金額が75万円以下であり、かつ自己の勤労によらない所得が10万円以下の場合、26万円の控除を受けることができます。専修学校等の生徒であるときは、履修課程の証明書の写し及び在学証明書が必要です。
---------------	--

配偶者控除 (同一生計配偶者)	あなたと生計を一にする配偶者で、その配偶者の合計所得金額が48万円以下の場合、控除を受けることができます。控除額については右表のとおりです。ただし、令和4年中のあなたの合計所得金額が1,000万円を超えると控除は適用されませんが、合計所得金額48万円以下の配偶者(同一生計配偶者)が障害者手帳をお持ちの場合、障害者控除を受けることができます。	<table border="1"> <tr> <td>あなたの合計所得金額</td> <td>一般</td> <td>老人 ※70歳以上</td> </tr> <tr> <td colspan="3">控除額</td> </tr> <tr> <td>900万円以下</td> <td>33万円</td> <td>38万円</td> </tr> <tr> <td>900万円超 950万円以下</td> <td>22万円</td> <td>26万円</td> </tr> <tr> <td>950万円超 1,000万円以下</td> <td>11万円</td> <td>13万円</td> </tr> </table>	あなたの合計所得金額	一般	老人 ※70歳以上	控除額			900万円以下	33万円	38万円	900万円超 950万円以下	22万円	26万円	950万円超 1,000万円以下	11万円	13万円
	あなたの合計所得金額		一般	老人 ※70歳以上													
	控除額																
	900万円以下		33万円	38万円													
900万円超 950万円以下	22万円	26万円															
950万円超 1,000万円以下	11万円	13万円															
※内縁関係、控除対象配偶者、ほかの方の扶養親族とされる方、青色・白色専従者は除きます。																	

配偶者特別控除	あなたと生計を一にする配偶者を有し、あなたの令和4年中の合計所得金額が1,000万円以下で、配偶者の合計所得金額が133万円以下の場合、控除を受けることができます。控除額については右表のとおりです。	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">配偶者の合計所得金額</td> <td colspan="3">納税者本人の合計所得金額</td> </tr> <tr> <td>900万円超 950万円以下</td> <td>950万円超 1,000万円以下</td> <td>1,000万円超</td> </tr> <tr> <td>48万円超 95万円以下</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>95万円超 100万円以下</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>100万円超 105万円以下</td> <td>31万円</td> <td>21万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>105万円超 110万円以下</td> <td>26万円</td> <td>18万円</td> <td>9万円</td> </tr> <tr> <td>110万円超 115万円以下</td> <td>21万円</td> <td>14万円</td> <td>7万円</td> </tr> <tr> <td>115万円超 120万円以下</td> <td>16万円</td> <td>11万円</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>120万円超 125万円以下</td> <td>11万円</td> <td>8万円</td> <td>4万円</td> </tr> <tr> <td>125万円超 130万円以下</td> <td>6万円</td> <td>4万円</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td>130万円超 133万円以下</td> <td>3万円</td> <td>2万円</td> <td>1万円</td> </tr> <tr> <td>133万円超</td> <td>0円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> </table>	配偶者の合計所得金額	納税者本人の合計所得金額			900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超	48万円超 95万円以下	33万円	22万円	11万円	95万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円	133万円超	0円	0円	0円
	配偶者の合計所得金額			納税者本人の合計所得金額																																													
			900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超																																												
	48万円超 95万円以下		33万円	22万円	11万円																																												
95万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円																																														
100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円																																														
105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円																																														
110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円																																														
115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円																																														
120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円																																														
125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円																																														
130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円																																														
133万円超	0円	0円	0円																																														
※内縁関係、控除対象配偶者、ほかの方の扶養親族とされる方、青色・白色専従者は除きます。																																																	

扶養控除	令和4年中の合計所得金額が48万円以下の生計を一にする親族がいる場合は、扶養控除を受けることができます。控除額については右表のとおりです。	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">扶養の種類</td> <td>控除額</td> </tr> <tr> <td colspan="2">一般の扶養親族 (S28.1.2~H12.1.1生、H16.1.2~H19.1.1生)</td> <td>33万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">特定扶養親族 (H12.1.2~H16.1.1生)</td> <td>45万円</td> </tr> <tr> <td>老人扶養親族 (S28.1.1以前生)</td> <td>同居老親等以外の者</td> <td>38万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>同居老親等</td> <td>45万円</td> </tr> </table>	扶養の種類		控除額	一般の扶養親族 (S28.1.2~H12.1.1生、H16.1.2~H19.1.1生)		33万円	特定扶養親族 (H12.1.2~H16.1.1生)		45万円	老人扶養親族 (S28.1.1以前生)	同居老親等以外の者	38万円			同居老親等	45万円
	扶養の種類		控除額															
一般の扶養親族 (S28.1.2~H12.1.1生、H16.1.2~H19.1.1生)		33万円																
特定扶養親族 (H12.1.2~H16.1.1生)		45万円																
老人扶養親族 (S28.1.1以前生)	同居老親等以外の者	38万円																
		同居老親等	45万円															
※ほかの方の扶養親族とされる方、青色・白色専従者は除きます。※同居老親等とは、あなたまたは配偶者の直系尊属で同居を常況としている老人扶養親族をいいます。																		

16歳未満の扶養親族基礎控除	平成19年1月2日以降に生まれた16歳未満の扶養親族については控除額の適用はありませんが、市民税・県民税の均等割・所得割の課税判定基準に影響する場合があります。※16歳未満の扶養親族に障がいがある場合、障害者控除を受けることができます。
雑損控除	合計所得金額が2,400万円以下の方には43万円適用されます。2,400万円を超えるとその合計所得金額に応じて控除額が通減します。

医療費控除	【医療費控除】あなたやあなたと生計を一にする配偶者やその他の親族のために令和4年中に病院などに支払った医療費が、あなたの総所得金額等の5%(5%の金額が10万円を超える場合は10万円)を超える場合、その超えた金額が控除されます。限度額は200万円です。 【医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)】※H29年分~R4年分(R8年分まで延長) 健康の保持増進及び疾病の予防への取組として、一定の取組(定期健康診断、がん検診など)を行う方で、あなたやあなたと生計を一にする配偶者やその他の親族のために令和4年中に特定一般用医薬品等購入費を支払った金額が1万2千円を超える場合、その超えた金額が控除されます。限度額は8万8千円です。 ※医療費控除と医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)の両方を受けることはできません。どちらか一方の選択になります。
--------------	--

◆税額から差し引かれる金額

寄附金税額控除	あなたが福島県共同募金会、日本赤十字社福島県支部及び県・市が条例で定めた施設等に対して寄附をした場合には、寄附金が総所得金額等の30%のどちらか低い方の金額から、2千円を差し引き10%を乗じた額が控除額となります。また、総務大臣の指定を受けた都道府県・市町村又は特別区に対して寄附をした場合(ふるさと納税など)には、(寄附金額-2千円)×(90%-所得税の限度税率)で算出した額が加算されます。(所得割額の2割が限度です)
----------------	---